

西宮市教育委員会学校施設管理等にかかる業務委託プロポーザル実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市教育委員会が、その委託しようとする学校施設の管理及び整備等にかかる業務のうち、価格のみによる競争ではその目的及び内容にふさわしい受託者を選定できないと判断するものについて、企画力、技術力、創造性、専門性及び実績等において最も適した事業者をプロポーザル方式により選定するために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) プロポーザル方式 市が事業者業務にかかる発想や課題解決方法及び取組体制等を提案させ、これを審査することにより、市にとって最も適切な創造力、技術力及び経験等を有する業者を選定する方式をいう。
- (2) 公募型プロポーザル方式 第1号に規定する方式のうち、業務委託の実施を公表して参加希望者を募り、その申込者の中から、業務ごとに定める条件に適合する企画提案者を選定し、提案を求めるものをいう。
- (3) 指名型プロポーザル方式 第1号に規定する方式のうち、市の指名競争入札参加資格者名簿に登録されている者等の中から、業務ごとに定める条件に適合する企画提案者を選定し、提案を求めるものをいう。

(対象業務)

第3条 プロポーザル方式により受託事業者の候補者を選定する業務（以下「対象業務」という。）は、学校施設の管理及び整備等にかかる業務のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 高度な技術力又は創造力を必要とする業務
- (2) 専門的な知識、技術又は特別な経験を必要とする業務
- (3) その他所管部長が適当であると認める業務

(事前協議)

第4条 対象業務の所管課（以下「所管課」という。）は、プロポーザル方式を採用しようとする場合は、契約管理課に実施概要書その他必要書類を提出し、第2条第2号及び第3号に掲げる方式のいずれによるかも含め、その適否について西宮市業務委託審査委員会（西宮市業務委託審査委員会規程（昭和52年西宮市訓令第7号）第1条の規定によるものをいい、以下「審査委員会」という。）の審査を受けなければならない。

(実施要領)

第5条 所管課は、次の各号に掲げる事項を定めた実施要領を策定しなければならない。

- (1) 委託業務の名称
- (2) 委託業務の内容
- (3) 履行期間
- (4) 予定価格
- (5) 部分払いをする場合は、これに関する事項

- (6) 契約条項の閲覧方法及び閲覧期間
- (7) 審査等の日程
- (8) 参加資格
- (9) 提案内容
- (10) 提出すべき書類
- (11) 提出期限及び提出方法
- (12) 評価が同点となった場合の措置
- (13) 前各号に掲げるもののほか、所管課が必要と認める事項
(選定委員会)

第6条 受託事業者の候補者（以下「候補者」という。）は、これを西宮市附属機関条例（平成25年西宮市条例第3号）別表に規定する西宮市立学校施設整備設計等事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において選定するものとする。

（参加資格）

第7条 候補者は、次の各号の全てに該当する者とする。ただし、第1号に掲げる要件については、市長は、特別の事情があると認めるときは、これを免除することができる。

- (1) 市の指名競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 西宮市指名停止基準別表第1及び別表第2の各号に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。
- (3) 公募型プロポーザル方式による選定にあつては、所管課が別に定める資格要件を満たしていること。

（実施の公表）

第8条 所管課は、審査委員会の結果に応じ、公募型プロポーザル方式を採用する場合は、実施要領等を市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

2 公募型プロポーザル方式による選定に参加しようとする事業者は、市長が定める日までに所管課に参加表明書を提出しなければならない。

（指名の通知）

第9条 所管課は、審査委員会の結果に応じ、指名型プロポーザル方式を採用する場合は、対象業務に係る参加資格を有すると認めた者の中から指名事業者を選出する。

2 所管課は、前項の規定により指名事業者を選出したときは、当該選出した指名事業者に対して指名型プロポーザル方式により事業者を選出することについて実施要領を添えて通知する。

（審査）

第10条 選定委員会における審査は、一次審査及び二次審査の2回に分けて行うものとし、その内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 一次審査 書類審査
- (2) 二次審査 プレゼンテーション及びヒアリングによる審査

（事前審査）

第11条 所管課は、公募型プロポーザル方式を採用する場合は、前条の審査に先立ち、実施要領に基づき候補者から提出された書類について、事前審査を行うこととする。

(審査基準)

第12条 所管課は、次の各号に掲げる事項を定めた審査基準を策定しなければならない。

(1) 前条の事前審査を行う場合は、その審査の基準

(2) 選定委員会における審査の基準

2 審査基準は、市のホームページへの掲載その他の方法により公表する。

(選定委員会における審査結果)

第13条 所管課は、第10条の審査が終了したときは、その結果を速やかに候補者に通知するとともに、西宮市附属機関等の設置・運営についての指針(令和6年12月西宮市指針。)に基づき、市のホームページで公表するものとする。

(審査委員会への諮問等)

第14条 所管課は、第10条の審査において候補者が選定されたときは、契約管理課に依頼のうえ、当該候補者との契約締結の可否を審査委員会の審査に付すこととする。

2 前項の審査が終了したときは、所管課は、かかる契約締結の可否について審査委員会における審査の結果を添えて必要な決裁を得た上で、その結果を速やかに候補者に通知することとする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は所管部長が定める。

付 則

この要綱は、令和7年3月14日から実施する。